

公益財団法人 福井県スポーツ協会 スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営を巡る紛争について、スポーツに関する法及びルール
の透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本
スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に
解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競
技者等は、本会を被申立人として、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って、仲裁
申立てを行うことができる。

附則 この規程は、平成28年3月25日から施行する。

附則 平成30年4月1日一部改訂（第1条）

【参考】

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で
平成15年に設立された。公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本
スポーツ協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会等からの拠出金等により運営さ
れている独立した機関

スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力）

- 1 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に
鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保
持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努め
るものとする。
- 2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透
明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成す
るよう努めるものとする。
- 3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努める
ものとする